

第二期秋田県再犯防止推進計画 (素案)

[令和7年度～令和11年度]

秋 田 県
令和7年3月

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画策定の目的	
3 計画の位置付け	
4 計画の対象者	
5 計画期間	
6 個人情報の適切な取り扱い及び情報の提供	
第2章 数値目標	3
1 数値目標	
2 再犯の防止等に関する取組の動向を把握するための参考数値	
第3章 取組の内容	5
・ 重点的に取り組む分野	
1 国・県・民間団体等による連携体制の強化	6
2 就労と居場所の確保による支援	9
3 保健医療・福祉サービスの提供による支援	14
4 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進	20
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	23
6 直接的な支援の推進	27
参考資料	
・ 国及び本県における再犯防止を取り巻く現状等のデータ	31
・ 再犯の防止等の推進に関する法律及び国の再犯防止推進計画の概要	36
・ 秋田県再犯防止推進協議会委員等名簿	39
・ 用語説明	40

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 全国の刑法犯の認知件数は、戦後最多となる平成14年の約285万4千件をピークに年々減少し、令和5年の刑法犯認知件数は約70万3千件となっています。一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークに、平成30年には、約10万人まで減少しましたが、検挙人員に占める再犯者の割合で見ると、平成30年には48.8%、令和2年には49.1%に達し、その後減少しながらも、令和5年には47.0%と、長らく横ばいの状況が続いています。
- 平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国は、平成29年12月に「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を策定し、これに基づく様々な施策を実施しました。計画下における成果検証によって、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること等の課題を見だし、令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」を定めました。
- 本県においても、令和2年度に「秋田県再犯防止推進計画」（以下「第一期推進計画」という。）を策定し、各市町村で作成する「地方再犯防止推進計画」の策定推進や、罪を犯した者等の地域生活への定着支援を行い、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、総合的かつ計画的に施策を実施してきました。しかし、県内の検挙人員に占める再犯者の割合が令和5年には47.8%と、全国の割合を上回る状況となっており、引き続き幅広い支援と県民の理解促進の必要性は増しています。
- こうしたことから、「第一期推進計画」の成果と今後の課題を踏まえた、「第二期秋田県再犯防止推進計画」を策定することとしました。

2 計画策定の目的

- 犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居、居場所がない、高齢で身寄りがない、障害がある、薬物に依存している、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて、様々な支援を必要とする人が多く存在します。

- 再犯を防止するためには、こうした人たちに対し、地方公共団体が提供する行政サービスや民間の提供するサービスによって支援をすることが重要であり、従来から国の刑事司法関係機関を中心に行政サービス等につなぐ調整が行われてきたものの、地域における就労や住まい、保健医療・福祉サービスなどの情報が十分に把握されていないことなどから、行政サービスや支援策を活用できていない状況にあります。
- また、国の刑事司法関係機関による社会復帰支援は刑事司法手続に限られるため、刑事司法手続が終わった人や起訴猶予・執行猶予となった人については、社会の支援につながらないまま刑事司法手続が終了してしまう場合もあります。
- したがって、県では、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰に資する社会資源を整理し、それらを活用した支援を実施することにより、再犯を防止するとともに、このような取組を通じて、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

3 計画の位置付け

- 再犯防止推進法第8条に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

4 計画の対象者

- 本計画の対象者は、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者、または不起訴処分となった者等で、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援を必要とする者としします。

5 計画期間

- 令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

6 個人情報の適切な取り扱い及び情報の提供

- 県は、個人情報の適切な取り扱いについて十分配慮した上で、再犯の防止等の推進に対する取組を行うこととし、犯罪をした者等の支援に必要な情報について、支援を行う関係機関及び団体と情報の共有を図ります。

第2章 数値目標

1 数値目標

- 国の第二次再犯防止推進計画は、「出所受刑者の2年以内再入率及び3年以内再入率を更に低下させること」を目標として定められているため、当県においても、引き続き計画終了年度までに20%以上の減少を目指します。また、新たに3つの数値目標を設定することとし、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

指標名	現状 (令和5年)	目標 (令和11年)
刑法犯検挙者中の再犯者数	432人	345人以下
社会を明るくする運動参加人数	4,884人	5,000人
地方再犯防止推進計画策定済み市町村数	14市町村	25市町村
実際に雇用している協力雇用主数	7社 (※R5.10.1時点)	10社 (R11.10.1時点)

(令和6年度法務省大臣官房秘書課提供データ)

2 再犯防止等に関する取組の動向を把握するための参考数値

- 再犯の防止等に関する取組の動向を把握するため、次の秋田県内の数値を参考指標とします。

(1) 就労・居場所

参考指標名	現状	時点	出典
協力雇用主数	377社	R5.10.1	秋田保護観察所
実際に雇用している協力雇用主数	7社	R5.10.1	
協力雇用主に雇用されている犯罪をした者等数	7人	R5.10.1	

参考指標名	現状	時点	出典
更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数	59 人	R5 年度	秋田保護観察所

(2) 保健医療・福祉サービス

参考指標名	現状	時点	出典
地域生活定着支援センターで福祉サービス等の調整を行った者の数	10 人 (うち一般調整 4 人)	R5 年度	地域・家庭福祉課
薬物事犯検挙人員	30 人	R5	県警察本部刑事部

(3) 修学支援と非行防止

参考指標名	現状	時点	出典
刑法犯再犯者中の少年の再犯者数	21 人	R5 年	県警察本部刑事部

(4) 民間協力者の活動及び広報・啓発

参考指標名	現状	時点	出典
保護司数及び保護司充足率	689 人 96.4%	R5.1.1 年	令和 6 年度法務省大臣官房秘書課提供データ
社会を明るくする運動行事参加人数	4,270 人	R4 年	令和 6 年度法務省大臣官房秘書課提供データ

第3章 取組の内容

重点的に取り組む分野

- 目標達成に向けて、県の役割と市町村に期待することを位置づけ、各分野の取組を実施します。

重点分野	県の役割	市町村の役割として期待すること
国・県・民間団体等による連携体制の強化	○ 国の動向や県事業について、市町村や関係団体との情報共有の場を設け、域内のネットワーク強化に努める。 ○ 国や県で運営する相談機能について周知を図り、市町村が必要なときに活用できるような体制を整備する。	○ 県の実施する研修や会議等に積極的に参加し情報収集に努める。 ○ 再犯に係る相談があった場合、秋田県地域生活定着支援センターや秋田保護観察所等へとりつなぎ、相談者が適切なサービスを受けられるよう努める。
民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	○ 更生保護団体等の関係団体の活動や役割を、市町村を通じて県民へ広く周知する。 ○ 協力雇用主や自立準備ホーム等の制度周知・確保に向けて、民間企業へ協力を促す。	○ 地域の保護司等と連携し、住民の「社会を明るくする運動」への積極的な参加を促す。 ○ 再犯防止に係る住民の理解促進のため、研修や会議で得た情報を発信する。
直接的な支援の推進	○ 再犯防止相談支援窓口を周知・活用し、高齢・障害にかかわらず支援を必要としている人や、支援をする立場の人の困りごとに対応できる体制を構築する。	○ 地方再犯防止推進計画を策定し、支援を必要とする住民がいる場合は、計画に則った対応ができるよう努める。

1 国・県・民間団体等による連携体制の強化

※重点分野

【現状と課題】

- 犯罪をした者等の中には、「安定した仕事や住居がない」「薬物に依存している」「高齢で身寄りがいない」「障害がある」など、様々な事情を抱えている人がいます。当県では特に高齢化が進んでいることから、出所後福祉サービスを必要とする人が多く、刑事司法手続を離れた後に続く、継続的な支援が必要です。
- 国においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組が実施されてきたところですが、その範囲は原則として刑事司法手続中に限られており、刑事司法手続を離れた後は、一般県民を対象として提供されている各種サービスを通じて行われることが想定されています。しかし、既存のサービスでは支援が限定的となっているという課題があり、分野を超えて連携した支援が必要とされています。

【国関係機関・団体の取組】

- 関係機関との協議会等による連携 【秋田保護観察所、秋田刑務所】
 - ・ 刑務所を出所した高齢者や障害者の社会復帰を推進するための「地域生活定着促進事業推進協議会」や、総合的な乱用防止対策を企画・実施する「薬物乱用防止対策推進本部会議」のほか、刑務所出所者等を含めた住居確保要配慮者の住居確保を推進するための「居住支援協議会」などへの参画に加えて、刑務所出所者等の就労支援の強化を図るため「就労支援協議会」を開催するなどして、関係機関との連携を強化します。（秋田保護観察所）
 - ・ 所内見学、矯正展等の機会を通じ、受刑者の出所後の地域定着や必要とされている各種支援の実施状況等について、県民の理解を広げるよう矯正広報活動を行います。（秋田刑務所）
- 保健医療・福祉分野との連携 【秋田保護観察所、秋田地方検察庁】

再犯リスクが高い人に対して、本人から同意を得て、保護観察所、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関等へ情報提供し、関係機関に速やかにつなげていくための社会復帰支援を行います。
- 地域援助に関する連携 【秋田保護観察所、秋田少年鑑別所】
 - ・ 刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、また、その家族や支援者等からの相談に対して、必要な情報提供や支援の調整等を行うため、関係機関・団体等との連携強化を図ります。（秋田保護観察所）
 - ・ 法務少年支援センターとして行う、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）について、関係機関等と連携することで地域社会の実情や関係機関等のニーズ、期待等を把握し、支援に生かします。また、地域援助の推進を図ることを目的とした地域援助推進協議会を開催します。（秋田少年鑑別所）

- 就労分野での連携 【秋田県就労支援事業者機構】
秋田県内の経済団体や協力雇用主などの更生保護関係者等の協力を得ながら、就労支援に関する協議会を開催し、連携を図ります。

- 更生保護機関・団体と関係機関等との連携 【秋田保護観察所、保護司会、秋田至仁会、更生保護女性会、BBS会、秋田県就労支援事業者機構】
保護観察対象者等の社会復帰を促進するとともに、更生保護に関する広報・啓発活動を推進するため、保護観察所と更生保護関係団体の相互の連携や、これらの団体等と関係機関・団体との連携を強化します。

【県の取組の方向】

(1) 連携体制の整備

① 再犯防止推進協議会の設置	【地域・家庭福祉課】
秋田県再犯防止推進協議会の設置により、支援に関する情報の共有や、本計画の進捗の管理、計画を推進する中で表出した課題についての協議等を行い、関係機関相互の連携強化を図ります。	
② 地域生活定着促進事業推進協議会の開催	【地域・家庭福祉課】
地域生活定着促進事業推進協議会の開催により、法務・福祉双方関係団体が県内の再犯防止を取り巻く状況の共有や意見交換を行い、支援対象者の地域生活の安定や就労の実現を目指します。	
③ メーリングリストを活用した情報共有	【地域・家庭福祉課】
関係団体及び自治体担当者等によるメーリングリストを作成し、いち早く共有したい新しい情報や重要な事項を、双方が自由に発信できる仕組みを構築し、地域全体で支援する体制を整備します。	
④ 市町村及び福祉関係者等への啓発	【地域・家庭福祉課】
本計画の内容や県地域生活定着支援センターの役割等について、研修や会議を通じて市町村及び社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の福祉関係者への啓発に努めます。	
⑤ 支援窓口等の情報提供	【地域・家庭福祉課】
再犯防止や権利擁護に係る取組を行っている支援機関をわかりやすく一覧化し、当事者や支援する関係機関等が活用できるように、県のホームページ等へ掲載します。	
⑥ 市町村担当者等研修及び会議の開催	【地域・家庭福祉課】
市町村職員を対象とした研修及び会議を開催し、再犯防止関係団体の活動への理解を深め、情報を共有するとともに、他の自治体の取組状況を知る機会を設け、円滑に支援ができる行政体制の整備を推進します。また、地域包括支援センター職員等の相談援助従事者にも参加を促し、刑事司法関係機関と福祉の連携強化を図ります。	

2 就労と居場所の確保による支援

【“就労の確保”現状と課題】

- 法務省によれば、仕事のない人の再犯率は仕事のある人の再犯率の約3倍となっており、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが分かっています。
- 保護観察終了時（仮釈放及び保護観察付全部執行猶予者に限る）に無職の者の割合について、全国では32.6%であるのに対し、本県では43.4%と、全国ワースト6位の数値となっています。高齢のために出所後の就職が叶わない人や、仕事に必要な資格や知識を有していない人への支援が課題となっています。また、就職した場合でも、社会人としてのマナーや対人関係のスキルを十分に持っていないことにより、職場で孤立し離職してしまうということもあります。
- 本県では、約370社登録している協力雇用主のうち、実際に犯罪をした者等を雇用している雇用主は10社未満にとどまり、賛同会員のようになっているという状況にあります。就労を希望する者が、地域の目を気にして協力雇用主制度を活用せず、自力で職を探すといったことがある状況に加えて、犯罪をした者等に対して不安を抱える協力雇用主も少なくないということが課題として挙げられます。

【“居場所の確保”現状と課題】

- 法務省によれば、再犯に至るまでの期間は、帰住先の有無に影響されることが分かっています。刑務所出所人員のうち、出所時に帰住先がない者の割合について、令和5年は全国で16.0%であるのに対し、本県では21.1%と、全国の割合を大きく上回っています。令和2年以降増加の一途を辿っており、住居の確保は喫緊の課題となっています。
- 本県においては、刑務所を出所した後適当な帰住先がない者は一時的な住居を提供している更生保護施設や自立準備ホームに入所している場合は少なくありませんが、あくまで一時的な措置であり、施設退所後の円滑な住居確保と地域定着への支援が課題となっています。住まいを確保した場合でも、犯罪をした者等が抱える孤独感により、地域社会で生きづらさを抱えてしまうという問題もあります。
- 犯罪をした者等の中には、頼れる身寄りがおらず身元保証人を確保できない、家賃滞納歴などにより家賃保証会社等を活用できないといった課題を抱える者がいます。
- 適当な住居のない起訴猶予者や全部執行猶予者等の場合、極めて短期間のうちに、釈放後の住居を調整する必要があり、迅速な対応のために日頃からの関係機関同士の連携体制が重要となっています。

【“就労の確保”に関する国関係機関・団体の取組】

- 職業相談等の就労支援 【秋田保護観察所、秋田労働局】
矯正施設及びハローワークと連携した職業相談や職業紹介等を行う「刑務所出所者等就労支援事業」を実施します。
- 刑務所内における就労支援 【秋田刑務所】
刑務所内で、各種職業訓練や就労支援に関する指導のほか、就労に対する動機付けや意欲を向上させるため、就労支援スタッフやハローワーク職員による専門的支援、職親プロジェクト参加企業等による職業に関する講話、協力雇用主による企業説明会を開催するなどし、出所後の「出番」を確保するための取組を行います。
- 就職活動支援 【秋田保護観察所、秋田至仁会】
保護観察対象者等の求職活動を後押しするため、専門の講師による「就労支援セミナー」を開催します。
- 協力雇用主の開拓 【秋田保護観察所、秋田県就労支援事業者機構】
県や保護司と連携して協力雇用主の開拓を図ります。
- 協力雇用主への支援 【秋田保護観察所、秋田県就労支援事業者機構】
 - ・ 犯罪をした者等を雇用し、指導内容や出勤状況を報告した協力雇用主に対して、「刑務所出所者等就労奨励金」を支給します。（秋田保護観察所）
 - ・ 協力雇用主に対して、身元保証制度やトライアル雇用制度、職場体験講習による支援を行うとともに、犯罪をした者等を実際に雇用する協力雇用主の増加に向けて、秋田保護観察所と連携して、協力雇用主に対する研修会等を実施します。（秋田県就労支援事業者機構）
- 事業主への採用活動支援 【矯正就労支援情報センター】
事業主に対し、ハローワークに受刑者等専用求人を出すに当たって必要な情報の提供や、採用に関する手続きを支援します。
- 就労体験に対する給与助成 【秋田県就労支援事業者機構】
就労体験のため、保護観察対象者等を短時間・短期間雇用した場合に給与を助成する「お試し雇用」を実施します。
- 犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぼ」 【秋田保護観察所】
刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、また、その家族や支援者等から困りごと・悩みごとを聴き、相談内容に応じて関係機関等と連携するなどして、必要な情報提供や支援の調整等を行い、地域の中で安心して生活できるようサポートします。

【“居場所の確保”に関する国関係機関・団体の取組】

- 一時的住居の提供 【秋田保護観察所】
保護観察・更生緊急保護・特別調整対象者に対して、更生保護施設や自立準備ホームへの委託による一時的な居住先を提供します。
- 一時的住居退所後の住居調整 【秋田至仁会、各自立準備ホーム】
更生保護施設や自立準備ホームの入所中に、必要に応じて居住支援法人等と連携するなどして、退所後の住まいの調整を行います。
- 一時的住居退所後の定住支援 【秋田至仁会、各自立準備ホーム】
更生保護施設や自立準備ホームからの退所者の希望等に応じて、職員が退所後の住まいを訪問して定住支援を行います。
- 一時的住居の開拓・確保 【秋田保護観察所】
自立準備ホームを開拓するとともに、居住支援法人や自治体と連携しながら、公営住宅を含めた多様な住居確保に向けた取組を推進します。
- （再掲）犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」 【秋田保護観察所】
刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、また、その家族や支援者等から困りごと・悩みごとを聴き、相談内容に応じて関係機関等と連携するなどして、必要な情報提供や支援の調整等を行い、地域の中で安心して生活できるようサポートします。

【“就労の確保”に関する県の取組の方向】

（１）就職に向けた相談・支援等の充実

① 生活困窮者への就労・生活支援	【地域・家庭福祉課】
県福祉事務所において、生活に困窮する者に対して、犯罪をした者等の年齢や障害の程度と行った個別の状況に応じて、生活保護制度による生活支援を行うとともに、生活困窮者自立支援制度による就労を支援します。	
② 障害者への就労・生活支援	【障害福祉課】
障害者就業・生活支援センター窓口において、犯罪をした者等の個別の状況に応じたきめ細かな就職・就労定着支援を行います。	
③ 森林・林業雇用総合対策	【森林資源造成課】
林業従事者を確保するため、就業トライアル研修や就業先の斡旋を行うほか、就業後の定着促進に向け、技能向上研修や労働災害防止研修等を実施します。	

（２）協力雇用主制度の普及及び支援

① 県内建設業者入札参加資格審査における加点	【建設政策課】
県建設工事入札参加資格審査において、秋田保護観察所に協力雇用主として登録し、実際に保護観察対象者等を雇用する者に対して、１名で５点、２名以上で１０点の加点措置を講じます。	
② 協力雇用主制度の広域的な広報活動	【地域・家庭福祉課】
県主催の民間向け会議やホームページ等を活用し、協力雇用主の制度について県内企業へ周知するほか、各市町村の広報誌を利用した呼びかけや、担当窓口チラシを設置する等、協力雇用主の新規開拓に向けて広く周知に努めます。	

（３）関係機関・団体との連携強化

① 暴力団離脱者に関する連携	【組織犯罪対策課】
暴力団組織から離脱したいという相談を暴力団員から受理した際、離脱するためのアドバイスを行うとともに、社会復帰のための就職を希望する場合には、公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議と連携した活動を行います。	

【“居場所の確保”に関する県の取組の方向

(1) 住居の確保

① 県営住宅への公平な入居機会の確保	【建築住宅課】
公営住宅法に基づき、犯罪歴がないことを申込要件とせず、住宅困窮や収入要件等を満たせば申込むことが可能である公平な入居機会を確保します。	
② セーフティネット住宅の登録促進	【建築住宅課】
住宅セーフティネット法において、住宅確保要配慮者の区分のうちのひとつに「保護観察対象者等」を位置づけます。	
③ 民間と協働した一時的住居等の確保	【地域・家庭福祉課】
福祉関係者を交えた会議の場やホームページ等において、自立準備ホーム及び居住支援法人についての周知を図り、多様な居場所の確保に努めます。	
④ 公営住宅の入居促進	【建築住宅課、地域・家庭福祉課】
犯罪をした者等が、更生保護施設等を退所した後の住まいの選択肢の一つとして公営住宅があることを知ることができるように、周知に努めます。	

(2) 居場所に関するその他の支援

① 住宅扶助による支援	【地域・家庭福祉課】
県福祉事務所において、生活保護が必要となる犯罪をした者等に対して住宅扶助による家賃の支給を行い、定住に向けた支援を行います。	
② 見守り支援ボランティアへの支援	【地域・家庭福祉課】
犯罪をした者等の見守り支援を行う更生保護ボランティアに対して、研修などを実施するとともに、ホームページ等を活用した広報を行い、活動を支援します。	

3 保健医療・福祉サービスの提供による支援

【“高齢者や障害者への支援”の現状と課題】

- 国の計画によれば、高齢者が、出所後2年以内に刑務所に再入所する割合は、全世代の中で最も高く、また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短く、再犯リスクが高いことが明らかとなっています。
- 高齢者や障害者は、福祉的支援を必要としている者が多く存在するものの、本人が希望しないなどの理由により県地域生活定着支援センターの行う特別調整の対象とならない、あるいは保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことにより適切なサービスが提供できていないなどの課題があります。
- 本県において、令和5年刑法犯検挙人員に占める再犯者のうち65歳以上が占める割合は37.7%となっています。罪種別では窃盗犯が最も多く、中には認知症のために状況を把握しないままに犯罪を繰り返してしまう人や、十分に食料品等があるにもかかわらず、精神的な病気により窃盗を行ってしまう人もいます。

【“依存症を抱える者への支援”の現状と課題】

- 本県においては、令和5年に薬物事犯により検挙された人は30人で、令和4年の12人を大きく上回りました。背景としては、コロナ禍を経て日常生活の変化から心の問題を抱える人が増え、薬物やアルコールへの依存に陥ってしまったこと等が考えられます。
- 薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせる必要があります。
- 薬物事犯者には、刑事司法関係機関による「薬物再乱用防止プログラム」等が実施されていますが、刑事手続終了後は、地域の保健医療・福祉関係機関、民間団体等による支援が必要です。
- 県内の各保健所で行っている精神保健福祉相談では、アルコールに関連する相談が最も多くなっています。解決には周囲の理解が必要で、問題を抱える当事者への支援だけではなく、支える家族への相談支援等が不可欠となっています。

【“高齢者や障害者への支援”に関する国関係機関・団体の取組】

- 特別調整による支援 【秋田保護観察所、秋田刑務所】
高齢又は障害を有する刑務所出所者に対して、秋田県地域生活定着支援センターと連携して特別調整を行います。（出口支援）
- 特別調整に該当しない者への支援 【秋田刑務所】
刑務所に配置されている社会福祉士により、特別調整に該当しない高齢又は障害を有する受刑者に対して、福祉制度の情報を提供するなどの社会復帰支援を行います。
- 入口支援における連携 【秋田地方検察庁、秋田保護観察所、秋田少年鑑別所】
 - ・ 罪を犯した高齢又は障害を有する人に対して、更生緊急保護の枠組みを活用し、勾留中の被疑者の段階から、その支援の必要性に応じ、本人の意思やニーズを踏まえつつ、住居、就労、福祉サービス等に係る生活環境の調整を行うとともに、釈放後に重点的な生活指導や福祉サービスにかかる調整等を行います。（秋田地方検察庁、秋田保護観察所）
 - ・ 罪を犯した高齢又は障害を有する人に対して、秋田法務少年支援センター（秋田少年鑑別所）でのスクリーニング検査を実施し、本人から同意を得て、その情報を福祉事務所や医療機関へ提供するとともに、相談窓口への同行支援を行い、福祉サービスへつなげていくための支援を行います。（秋田地方検察庁、秋田少年鑑別所）
- 一時的住居入所中の支援 【秋田至仁会、各自立準備ホーム】
更生保護施設や自立準備ホームに配置されている福祉専門職員により、入所者に対して地域の保健医療・福祉サービス等に繋げるための支援を行います。
- 一時的住居退所後の定住支援 【秋田至仁会、各自立準備ホーム】
更生保護施設や自立準備ホームからの退所者の希望等に応じて、職員が退所後の住まいを訪問して定住支援を行います。
- 身寄りのない者への見守り支援への協力 【秋田保護観察所】
刑務所等を出所したものの、周囲と交流がなく孤立しがちな高齢者や障害者等の居宅を継続的に訪問し、見守り支援を行っている民間団体の活動に協力します。
- （再掲）一時的住居の開拓・確保 【秋田保護観察所】
自立準備ホームを開拓するとともに、居住支援法人や自治体と連携しながら、公営住宅を含めた多様な住居確保に向けた取組を推進します。
- （再掲）犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」 【秋田保護観察所】
刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、また、その家族や支援者等から困りごと・悩みごとを聴き、相談内容に応じて関係機関等と連携するなどして、必要な情報提供や支援の調整等を行い、地域の中で安心して生活できるようサポートします。

【“依存症を抱える者への支援”に関する国関係機関・団体の取組】

- 薬物依存離脱に向けた指導 【秋田保護観察所、秋田刑務所】
 - ・ 自己の問題と向き合い、薬物の再使用に至らないための知識及びスキルの習得や、薬物依存からの回復に向けた継続的な治療や援助の必要性を認識させるため、「薬物再乱用防止プログラム」を行います。（秋田保護観察所）
 - ・ 自己の問題と向き合い、薬物の再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、薬物依存症からの離脱に向けた継続的な治療や支援機関等からの支援を受けることの必要性を認識させるため、「薬物依存離脱指導」を行います。（秋田刑務所）
- 薬物依存離脱に向けた通所処遇 【秋田保護観察所、至仁会】

更生保護施設等からの退所後も支援が途切れないよう、自助グループ等のNPO法人等と連携し、薬物依存症から離脱するためのプログラムや指導を行う通所処遇を実施します。
- 地域連携ガイドラインによる地域連携 【秋田保護観察所】

「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、県関係機関・精神病院・民間団体のネットワーク作りを目的とした「依存症問題地域支援連絡協議会」を開催します。
- 依存問題を抱える家族会の開催 【秋田保護観察所】

保護観察期間終了後の者も含めた薬物依存やアルコール依存を抱える者の家族を支援するため、依存症に関する正しい知識や本人との関わり方などの相談支援を行う「依存症問題を抱える家族会」を開催します。
- 薬害に関する講習会の実施 【秋田保護観察所】

学校からの希望に応じて、薬害に関する講習会を実施します。
- （再掲）犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」 【秋田保護観察所】

刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、また、その家族や支援者等から困りごと・悩みごとを聴き、相談内容に応じて関係機関等と連携するなどして、必要な情報提供や支援の調整等を行い、地域の中で安心して生活できるようサポートします。

【“高齢者や障害者への支援”に関する県の取組の方向】

(1) 保健医療・福祉サービスの提供

① 矯正施設出所者への福祉的支援（出口支援）	【地域・家庭福祉課】
県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害者に対して、秋田保護観察所や矯正施設、市町村福祉分野との連携を強化し、障害者手帳の交付、社会福祉施設等への入所などの保健医療・福祉サービスが利用できるよう支援します。	
② 起訴猶予者や執行猶予者等への福祉的支援（入口支援）	【地域・家庭福祉課】
県地域生活定着支援センターにおいて、起訴猶予や執行猶予となった者等に対して、秋田保護観察所や秋田地方検察庁、弁護士、市町村福祉部門等と連携した保健医療・福祉サービスの円滑な利用に向けた支援を実施します。	
③ 地域包括支援センターの機能強化	【地域・家庭福祉課】
全県の地域包括支援センターに勤務する、主に初任者を対象とした研修会の開催により、総合相談機能の強化、権利擁護を必要とする場合の対応力の向上を図ります。また、国が定める評価基準に基づく事業評価を実施し、結果を市町村にフィードバックすることにより、全国平均との比較等により、各市町村における地域包括支援センターの人員体制、相談支援体制の充実を促します。	
④ 精神保健福祉相談支援	【子ども・女性・障害者相談センター(精神保健福祉部)】
様々な心の健康に関する相談に対応します。 1. 面接相談（こころの健康相談） 2. 電話相談（こころの電話相談）	
⑤ 相談に関する広報	【子ども・女性・障害者相談センター(精神保健福祉部)】
ホームページにより各種相談窓口や依存症関連問題相談の情報、精神保健福祉に関する情報を発信するほか、各種相談窓口一覧への掲載、キャンペーン事業等における周知を行います。	
⑥ 高齢者相談窓口の掲載	【長寿社会課】
高齢者の総合相談窓口として全市町村に設置されている地域包括支援センターの連絡先窓口をとりまとめ、県ホームページへ掲載します。	

(2) 関係機関・団体との連携

① 多機関連携の強化	【地域・家庭福祉課】
地域生活定着支援事業において、国の法務関係機関・団体、秋田公共職業安定所、秋田弁護士会、市福祉関係部門、福祉関係機関・団体等による入口支援を含めた支援の促進及び相互の連携強化を図ります。	
② 知的障害に関する連携・協力	【子ども・女性・障害者相談センター(福祉相談・連携推進部)】
矯正施設に入所している知的障害が疑われる者から療育手帳申請があったときは、矯正施設へ出張し、面接等により判定します。また、矯正施設等からの知的障害福祉に関する相談には必要な助言を行います。	
③ 地域包括支援担当者との連携	【地域・家庭福祉課】
地域包括支援センター職員等の相談援助従事者に対し、地域生活定着支援センターの役割について説明する機会を設け、連携強化を図ります。	
④ 司法・福祉間の連携	【子ども・女性・障害者相談センター(精神保健福祉部)】
保護観察所他関係機関等で開催する会議等へ出席依頼があった場合は、専門的立場からコンサルテーション等を行います。また、センターでの支援を必要とする場合などは随時助言、相談に対応します。	
⑤ 市町村担当者研修及び会議の開催	※再掲 【地域・家庭福祉課】
市町村職員を対象とした研修及び会議を開催し、再犯防止関係団体の活動への理解を深め、情報を共有するとともに、他の自治体の取組状況を知る機会を設け、円滑に支援ができる行政体制の整備を推進します。また、地域包括支援センター職員等の相談援助従事者にも参加を促し、司法と福祉の連携強化を図ります。	

【“依存症を抱える者への支援”に関する県の取組の方向】

（１）薬物依存に関する支援

① 依存症に関する相談支援	【子ども・女性・障害者相談センター（精神保健福祉部）】
アルコール、ギャンブルなど依存症問題に関する本人、家族らの相談に応じます。 １．面接相談 予約制 ２．回復支援プログラムの実施 事前面接相談後に個別またはグループで実施。	
② 自助グループ等との連携	【子ども・女性・障害者相談センター（精神保健福祉部）】
アルコール、ギャンブルなど依存症問題に関する本人、家族らの自助グループ等一覧をホームページへ掲載します。必要に応じて、相談時の紹介や会議等への参加依頼を行い、連携を図ります。	

（２）関係機関・団体との連携

① 関係機関との連携体制の強化	【医務薬事課】
啓発・再乱用防止・取締に関わる機関により構成している「薬物乱用対策推進本部会議」において、秋田県薬物乱用対策実施要綱を策定し、本要綱に基づいて関係機関との連携を図りながら、薬物乱用対策の推進に努めます。	

（３）薬物依存に関する広報啓発

① 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	【医務薬事課】
啓発キャンペーンにおいては、薬物乱用の未然防止活動（一次予防）を実施しています。また、薬物乱用者に配慮し、社会復帰を阻害しないような啓発資材の作成、利用に努めます。	

4 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

【現状と課題】

- 本県では、従来から学校や地域における非行の未然防止を図る取組を行ってきましたが、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学に向けた支援をさらに推進する必要があります。
- 秋田県警によれば、令和6年1月末時点で非行少年の総数は15人で、前年同期に比べ7人増加しており、一概に取組の成果が出ているとは言い難い状況にあります。
- SNS等の普及により、大人の目の届かないところで起こる子ども同士のトラブルやいじめ等の問題は全国的に増加しています。さらに、子どもの抱える悩みは多様化・複雑化しており、状況や個々人に応じた細やかな支援が必要となっています。

【国関係機関・団体の取組】

- 復学に向けた学校との連携 【秋田保護観察所、保護司会】
復学の意欲等がある保護観察対象者について、学校等と十分な連携を取れるよう調整します。
- 法教育の実施及び非行少年等に関する相談対応 【秋田少年鑑別所】
地域援助業務として生徒や保護者を対象とした法教育の実施、個別の対象者への対応に関する助言など、非行に関する総合的な相談対応を実施し、非行の未然防止と再非行防止を図ります。
- 学力向上に向けた教科指導 【秋田刑務所】
基礎学力が不足している者については補習教科指導、高等学校卒業程度の知識の付与が社会復帰につながると認められる者に対しては、特別教科指導を行います。
- 非行の未然防止のための啓発 【保護司会、更生保護女性会】
非行の未然防止のため、非行について考える学校・生徒との交流会を開催します。また、非行の未然防止や子育て支援のため、保護者等に対する集会を開催します。
- 非行のある少年に対する学習支援等 【BBS会】
非行等様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、グループワークや学習支援等を行います。
- （再掲）犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」 【秋田保護観察所】
刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、また、その家族や支援者等から困りごと・悩みごとを聴き、相談内容に応じて関係機関等と連携するなどして、必要な情報提供や支援の調整等を行い、地域の中で安心して生活できるようサポートします。

【県の取組の方向】

（１）立ち直り・修学支援

① 学校等と連携した立ち直り・修学支援の実施等	【人身安全対策課】
問題を抱える少年に対して、農作業体験やスポーツ交流、調理体験などを通して立ち直り支援を行うとともに、学校等と連携しながら、修学、卒業に向け、少年に合わせた学習支援を行います。	
② 生徒指導総合支援事業	【義務教育課】
公立学校や各教育事務所にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、専門的な知識・技術を用いて、カウンセリングを実施したり関係機関との連携を促進したりするなど、児童生徒の支援の充実を図ります。	
③ 高等学校スクールカウンセラー配置事業	【高校教育課】
いじめや暴力行為、家出、自傷行為等の問題行動及び不登校等の未然防止や早期発見、早期解決のため、スクールカウンセラーを全県立高等学校（県立中学校を含む）に配置し、相談体制の充実及び生徒の心のケアを図ります。	
④ 生徒指導研究協議会	【高校教育課】
高等学校の生徒の健全育成に関する指導及び生徒指導上の諸問題について研究協議を行い、今後の生徒指導の充実に資する講義、演習、協議等を行います。	

（２）児童生徒の非行の未然防止

① 県民一体となった青少年健全育成運動の推進	【次世代・女性活躍支援課】
次代を担う子ども・若者の健やかな育成を図るため、その育成環境を整備するとともに、県民が青少年の問題等に関心を持ち、共に考え、行動する契機となるような行事等を開催します。	
② 子ども・若者の自立支援	【次世代・女性活躍支援課】
社会的自立に困難を抱える若年無業者等が社会へ踏み出せるよう、若者の居場所を拠点として支援するとともに、地域の支援体制づくりを促進するほか、地域若者サポートステーションを核とした就業等に向けた支援を行います。	

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

※重点分野

【“民間協力者の活動促進”の現状と課題】

- 県内における再犯の防止等に関する取組は、犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会員、様々な問題や課題を抱える少年に対して、身近な存在として接しながら、健全な成長を支援するBBS会員、高齢者や障害のある犯罪をした者等の見守りを行うボランティアといった更生保護ボランティアや矯正を支える篤志面接委員、教諭師など、多くの民間ボランティアによって支えられています。
- 民間ボランティア等の取組が地域社会において十分認知されていないこと等により、全国的に確保が難しくなっています。本県においても、保護司や民間ボランティアのなり手不足・高齢化が喫緊の課題となっています。

【“広報・啓発活動”の現状と課題】

- 地域で孤立することなく、社会の一員として充実した生活を送るためには、地域住民の理解と支えが不可欠です。しかし、更生保護についての理解を深める上で大きな役割を果たしている「社会を明るくする運動」において、本県の参加者数は、コロナ禍を経て減少傾向にあります。
- 犯罪をした者等が再び犯罪をすることのないようにするためには、犯罪をした者等自らが改善更生に向けて努力することが大前提ですが、犯罪をした者等が、地域社会の一員として立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要です。一方で、犯罪をした者等は一般的に、自己評価が低く、社会一般に対して引け目を抱きやすいことから、立ち直ろうとする人たちを再び地域に受け入れようとする能動的な広報活動を実施していく必要があります。

【“民間協力者の活動促進”に関する国関係機関・団体の取組】

- 保護司活動の環境整備 【秋田保護観察所】
保護司と保護観察対象者との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターを設置します。
- 保護司の面接場所等の確保 【秋田保護観察所、保護司会】
市町村等の協力を得ながら、更生保護サポートセンターの設置やその他の公的施設等の確保を通じて、保護観察対象者との面接を含む保護司の活動環境の整備を図ります。
- 保護司の適任者確保 【秋田保護観察所、保護司会】
保護司適任者を安定的に確保するため、市町村を始めとした関係機関・団体等の協力を得ながら、現役世代を含めた人材情報の確保や保護司の活動環境の整備を図ります。

【“広報・啓発活動”に関する国関係機関・団体の取組】

- 「社会を明るくする運動」の実施【秋田保護観察所、秋田刑務所、保護司会、秋田至仁会、更生保護女性会、BBS会、秋田県就労支援事業者機構】
犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について県民全体の知識や理解を深めるとともに協力が得られるよう、「社会を明るくする運動」を推進し、街頭活動や作文コンテスト等を行います。
- 顕彰の実施【秋田保護観察所、保護司会、更生保護女性会】
更生保護に功績のあった保護司などの民間協力者に対する表彰を行い、更生保護に対する意識の統一と士気の高揚を図ります。
- 刑務所に係る広報啓発活動 【秋田刑務所】
各地域の道の駅等を会場にして開催する刑務所作業製品展示即売会等を通じて、刑務所作業についての理解を深めるほか、刑務所見学の受け入れや矯正展における関係団体のブース展開等により県民の参加を促し、罪を犯した者を受け入れやすい地域づくりを目指します。
- 再犯防止に向けた取組を紹介するフォーラムの開催 【秋田刑務所】
秋田大学と連携した再犯防止に向けた取組を紹介するフォーラムを開催し、刑務所内での依存症等に対するグループワーク指導等の紹介や基調講演等を通じて、更生の意義について地域住民の理解促進を図ります。
- 少年鑑別所の施設参観や非行・犯罪の防止に関する講演 【秋田少年鑑別所】
地域住民や犯罪・非行に係る問題に取り組む諸団体、教育機関関係者等を対象とした施設参観のほか、非行・犯罪の防止に関する講演による、広報啓発活動を推進します。

- 法教育・出前講座の実施 【秋田保護観察所、秋田地方検察庁、秋田少年鑑別所】
犯罪予防や更生保護その他広く刑事政策について理解を深めてもらうための法教育・出前講座を実施します。
- 更生保護活動の情報発信【秋田保護観察所、保護司会、秋田至仁会、更生保護女性会、BBS会、秋田県就労支援事業者機構】
 - ・各種会議や研修等において、団体の役割や活動内容等について説明するほか、SNS等を通じて、県民や関係者の更生保護への理解促進に努めます。（秋田保護観察所、保護司会、秋田至仁会、更生保護女性会、BBS会、秋田県就労支援事業者機構）
 - ・刑務所で開催する矯正展へ参加し、団体の活動について普及・啓発を行います。（保護司会、更生保護女性会、BBS会）
 - ・地域性を生かしたミニ集会の開催等を通じ、団体の活動や更生保護について、地域住民への理解促進に努めます。（更生保護女性会）
- 「再犯防止啓発月間」における広報・啓発 【秋田保護観察所、秋田地方検察庁、秋田刑務所、秋田少年鑑別所】
「再犯防止啓発月間」である7月を中心に、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。

【“民間協力者の活動促進”に関する県の取組の方向】

(1) 民間ボランティアの確保

① 民間ボランティアの発言機会の確保	【地域・家庭福祉課】
ウェブサイト等の広報媒体のほか、県で主催する研修及び会議等において、更生保護女性会、保護司会、BBS会等の活動内容について紹介する機会を確保し、広報啓発に努めます。	
② 大学生ボランティアサークルへの広報活動	【地域・家庭福祉課】
県内大学・短大等のボランティアサークル等と協力関係を構築できるよう、チラシを配る等の広報啓発に努めます。	
③ 庁内における保護司等の広報啓発活動	【地域・家庭福祉課】
県職員を退職する者、専門員、シニアエキスパートを対象に、保護司に関するパンフレット等を配布し、理解促進やなり手不足の解消に努めます。	
④ 見守り支援ボランティアへの支援	※再掲 【地域・家庭福祉課】
犯罪をした者等の見守り支援を行う更生保護ボランティアに対して、研修などを実施するとともに、ホームページ等を活用した広報を行い、活動を支援します。	

【“広報・啓発活動”に関する県の取組の方向】

(1) 再犯防止に関する広報・啓発活動

① 社会を明るくする運動及び再犯防止活動の推進	【地域・家庭福祉課】
毎年7月に実施されている「社会を明るくする運動」の強調月間及び平成30年度から実施されている7月の「再犯防止啓発月間」の県民への認知度を高めていくため、国の法務関係機関や市町村と連携しながら、様々な広報媒体を活用した広報・啓発に取り組みます。	
② 青少年健全育成運動の推進	【次世代・女性活躍支援課】
次代を担う子ども・若者の健やかな育成を図るため、その育成環境を整備するとともに、県民が青少年の問題等に関心を持ち、共に考え、行動する契機となるような行事等を開催します。	

(2) 民間協力者に対する表彰

① 民間協力者に対する表彰	【次世代・女性活躍支援課、地域・家庭福祉課】
更生保護事業及び社会を明るくする運動に貢献した保護司や団体のほか、青少年健全育成への功績が顕著である団体等を表彰し、その活動や意義が県民に広がるよう周知に取り組みます。	

6 直接的な支援の推進

※重点分野

【現状と課題】

- 刑事司法手続き終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティーネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが大切です。
- そのため県は、広域自治体として、市町村が単独で実施することが困難と考えられる就労・住居の確保支援や専門支援の実施に努める必要があります。

【国関係機関・団体の取組】

- （再掲）職業相談等の就労支援 【秋田保護観察所、秋田労働局】
矯正施設及びハローワークと連携した職業相談や職業紹介等を行う「刑務所出所者等就労支援事業」を実施します。
- （再掲）刑務所内における就労支援 【秋田刑務所】
刑務所内で、各種職業訓練や就労支援に関する指導のほか、就労に対する動機付けや意欲を向上させるため、就労支援スタッフやハローワーク職員による専門的支援、職親プロジェクト参加企業等による職業に関する講話、協力雇用主による企業説明会を開催するなどし、出所後の「出番」を確保するための取組を行います。
- （再掲）一時的住居の提供 【秋田保護観察所】
保護観察・更生緊急保護・特別調整対象者に対して、更生保護施設や自立準備ホームへの委託による一時的な居住先を提供します。
- （再掲）一時的住居退所後の住居調整 【秋田至仁会、各自立準備ホーム】
更生保護施設や自立準備ホームの入所中に、必要に応じて居住支援法人等と連携するなどして、退所後の住まいの調整を行います。
- （再掲）一時的住居退所後の定住支援 【秋田至仁会、各自立準備ホーム】
更生保護施設や自立準備ホームからの退所者の希望等に応じて、職員が退所後の住まいを訪問して定住支援を行います。
- （再掲）特別調整による支援 【秋田保護観察所、秋田刑務所】
高齢又は障害を有する刑務所出所者に対して、秋田県地域生活定着支援センターと連携して特別調整を行います。（出口支援）
- （再掲）特別調整に該当しない者への支援 【秋田刑務所】
刑務所に配置されている社会福祉士により、特別調整に該当しない高齢又は障害を有する受刑者に対して、福祉制度の情報を提供するなどの社会復帰支援を行います。

- （再掲）入口支援における連携 【秋田地方検察庁、秋田保護観察所、秋田少年鑑別所】
 - ・ 罪を犯した高齢又は障害を有する人に対して、更生緊急保護の枠組みを活用し、勾留中の被疑者の段階から、その支援の必要性に応じ、本人の意思やニーズを踏まえつつ、住居、就労、福祉サービス等に係る生活環境の調整を行うとともに、釈放後に重点的な生活指導や福祉サービスにかかる調整等を行います。（秋田地方検察庁、秋田保護観察所）
 - ・ 罪を犯した高齢又は障害を有する人に対して、秋田法務少年支援センター（秋田少年鑑別所）でのスクリーニング検査を実施し、本人から同意を得て、その情報を福祉事務所や医療機関へ提供するとともに、相談窓口への同行支援を行い、福祉サービスへつなげていくための支援を行います。（秋田地方検察庁、秋田少年鑑別所）
- （再掲）一時的住居入所中の支援 【秋田至仁会、各自立準備ホーム】

更生保護施設や自立準備ホームに配置されている福祉専門職員により、入所者に対して地域の保健医療・福祉サービス等につなげるための支援を行います。
- 一時的住居退所後の相談支援 【秋田至仁会、各自立準備ホーム】

更生保護施設や自立準備ホームからの退所者の希望等に応じて、職員が退所後の住まいを訪問して相談支援を行います。
- （再掲）薬物依存離脱に向けた指導 【秋田保護観察所、秋田刑務所】
 - ・ 自己の問題と向き合い、薬物の再使用に至らないための知識及びスキルの習得や、薬物からの回復に向けた継続的な治療や援助の必要性を認識させるため、「薬物再乱用防止プログラム」を行います。（秋田保護観察所）
 - ・ 自己の問題と向き合い、薬物の再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、薬物依存症からの離脱に向けた継続的な治療や支援機関等からの支援を受けることの必要性を認識させるため、「薬物依存離脱指導」を行います。（秋田刑務所）
- （再掲）薬物依存離脱に向けた通所処遇 【秋田保護観察所、至仁会】

更生保護施設等からの退所後も支援が途切れないよう、自助グループ等のNPO法人等と連携し、薬物依存症から離脱するためのプログラムや指導を行う通所処遇を実施します。
- （再掲）依存問題を抱える家族会の開催 【秋田保護観察所】

保護観察期間終了後の者も含めた薬物依存やアルコール依存を抱える者の家族を支援するため、依存症に関する正しい知識や本人との関わり方などの相談支援を行う「依存症問題を抱える家族会」を開催します。
- （再掲）薬害に関する講習会の実施 【秋田保護観察所】

学校からの希望に応じて、薬害に関する講習会を実施します。

- （再掲）学力向上に向けた教科指導 【秋田刑務所】
基礎学力が不足している者については補習教科指導、高等学校卒業程度の知識の付与が社会復帰につながると認められる者に対しては、特別教科指導を行います。
- （再掲）非行のある少年に対する学習支援等 【BBS会】
非行等様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、グループワークや学習支援等を行います。
- （再掲）犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」 【秋田保護観察所】
刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、また、その家族や支援者等から困りごと・悩みごとを聴き、相談内容に応じて関係機関等と連携するなどして、必要な情報提供や支援の調整等を行い、地域の中で安心して生活できるようサポートします。
- （再掲）ボランティア活動 【更生保護女性会】
更生保護施設での調理ボランティア等に参加し、罪を犯した人の立ち直りを支援します。

【県の取組の方向】

(1) 犯罪を犯した者等への直接的な支援

① 秋田県再犯防止相談支援窓口の設置	【地域・家庭福祉課】
秋田県再犯防止相談支援窓口を設置し、高齢・障害にかかわらず、犯罪をした本人やその家族等からの相談を電話またはメールで受け、必要に応じて福祉サービスや医療機関等の適切な支援につなげます。	
② 秋田県再犯防止相談支援窓口の周知	【地域・家庭福祉課】
秋田県再犯防止相談支援窓口のチラシを作成し、会議やイベント、研修の際に配布し周知するほか、警察署等の関係機関に協力を依頼し、支援を必要とする人へチラシが直接届くように努めます。	
③ 再犯防止関係窓口の周知	【地域・家庭福祉課】
県再犯防止相談窓口や県地域生活定着支援センター等の再犯防止に関する相談機関を一覧化し、県のホームページ等に掲載します。	
④ 生活困窮者への就労・生活支援	※再掲 【地域・家庭福祉課】
県福祉事務所において、生活に困窮する者に対して、犯罪をした者等の年齢や障害の程度といった個別の状況に応じて、生活保護制度による生活支援を行うとともに、生活困窮者自立支援制度による就労を支援します。	
⑤ 障害者への就労・生活支援	※再掲 【障害福祉課】
障害者就業・生活支援センター窓口において、犯罪をした者等の個別の状況に応じたきめ細かな就職・就労定着支援を行います。	
⑥ 森林・林業雇用総合対策	※再掲 【森林資源造成課】
林業従事者を確保するため、就業トライアル研修や就業先の斡旋を行うほか、就業後の定着促進に向け、技能向上研修や労働災害防止研修等を実施します。	
⑦ 矯正施設出所者への福祉的支援（出口支援）	※再掲 【地域・家庭福祉課】
県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害者に対して、秋田保護観察所や矯正施設、市町村福祉分野との連携を強化し、障害者手帳の交付、社会福祉施設等への入所などの保健医療・福祉サービスが利用できるよう支援します。	
⑧ 起訴猶予者や執行猶予者等への福祉的支援（入口支援）	※再掲 【地域・家庭福祉課】
県地域生活定着支援センターにおいて、起訴猶予や執行猶予となった者等に対して、秋田保護観察所や秋田地方検察庁、弁護士、市町村福祉部門等と連携した保健医療・福祉サービスの円滑な利用に向けた支援を実施します。	

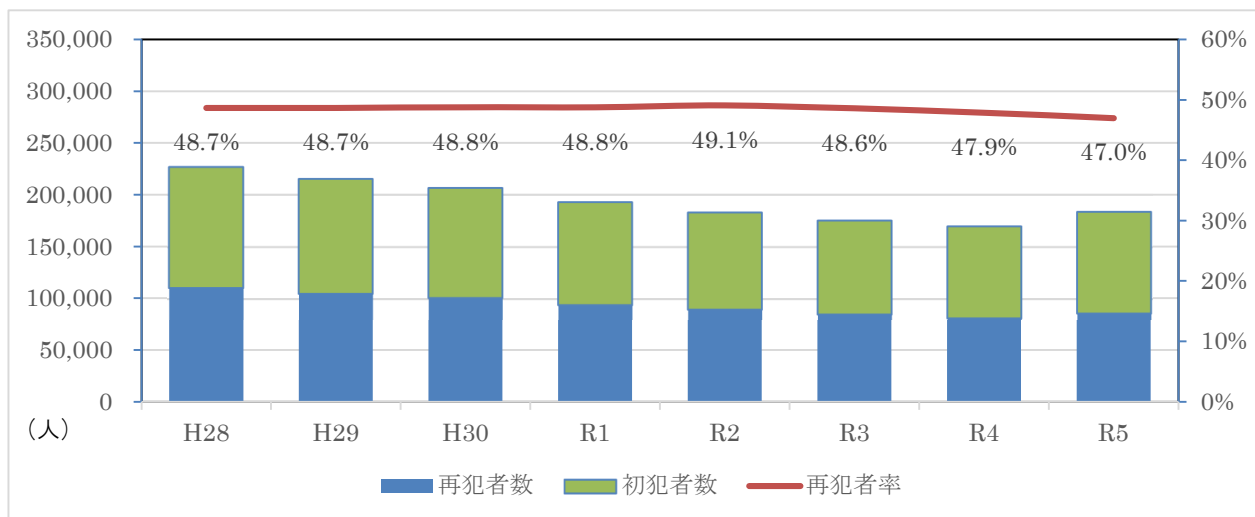
⑨ 精神保健福祉相談支援	※再掲 【子ども・女性・障害者相談センター(精神保健福祉部)】
様々な心の健康に関する相談に対応します。 1. 面接相談（こころの健康相談） 2. 電話相談（こころの電話相談）	
⑩ 依存症に関する相談支援	※再掲 【子ども・女性・障害者相談センター(精神保健福祉部)】
アルコール、薬物、ギャンブルなど依存症問題に関する本人、家族らの相談に応じます。 1. 面接相談 予約制 2. 回復支援プログラムの実施 事前面接相談後に個別またはグループで実施。	
⑪ 学校等と連携した立ち直り・修学支援の実施等	※再掲 【人身安全対策課】
問題を抱える少年に対して、農作業体験やスポーツ交流、調理体験などを通して立ち直り支援を行うとともに、学校等と連携しながら、修学、卒業に向け、少年に合わせた学習支援を行います。	

国及び本県における再犯防止を取り巻く現状等のデータ

1 刑法犯の再犯者率の推移

(1) 全国の状況

再犯者数と初犯者数ともに減少傾向にあるものの、令和5年は増加している。再犯者率は横ばいが続いている。



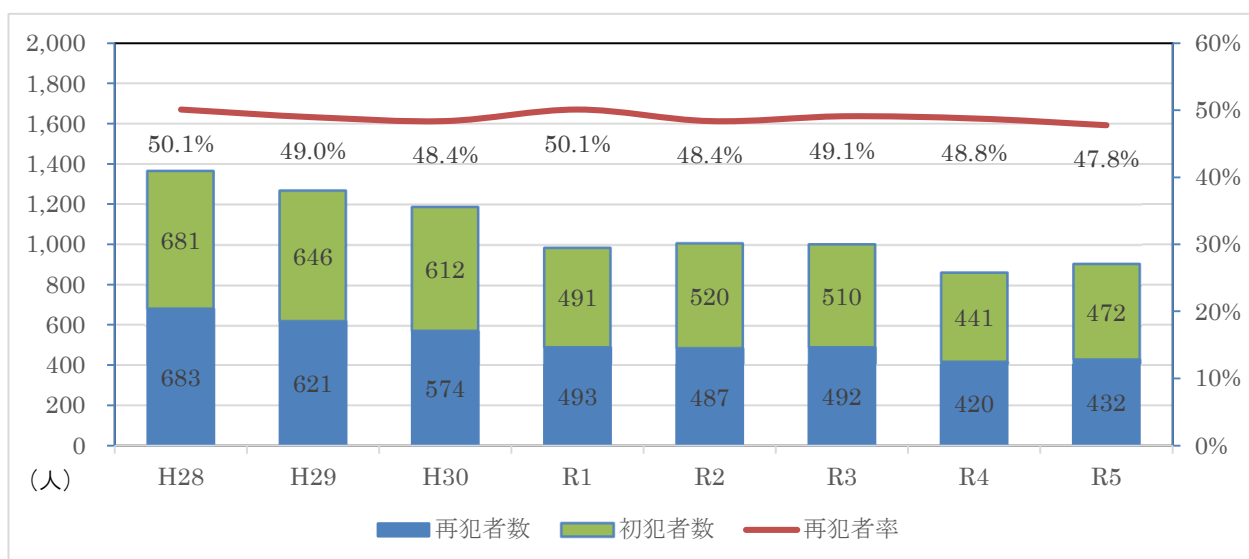
資料：法務省大臣官房秘書課提供

注 ①再犯者とは、刑法犯により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

②再犯者率は、犯罪等により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを計る指標をいう。

(2) 秋田県の状況

全国の状況と同様に、再犯者率は40%台後半で推移している。

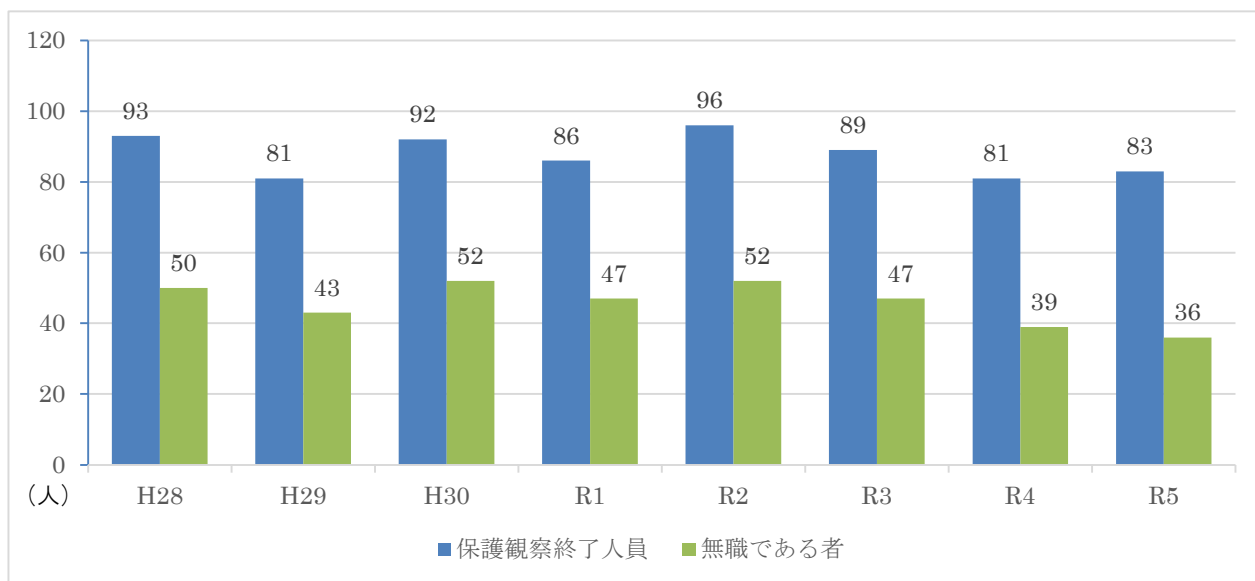


資料：法務省大臣官房秘書課提供

2 就労と住居の確保状況

(1) 就労の確保状況

県内においては、保護観察終了時に無職である者が半数近くを占めている。



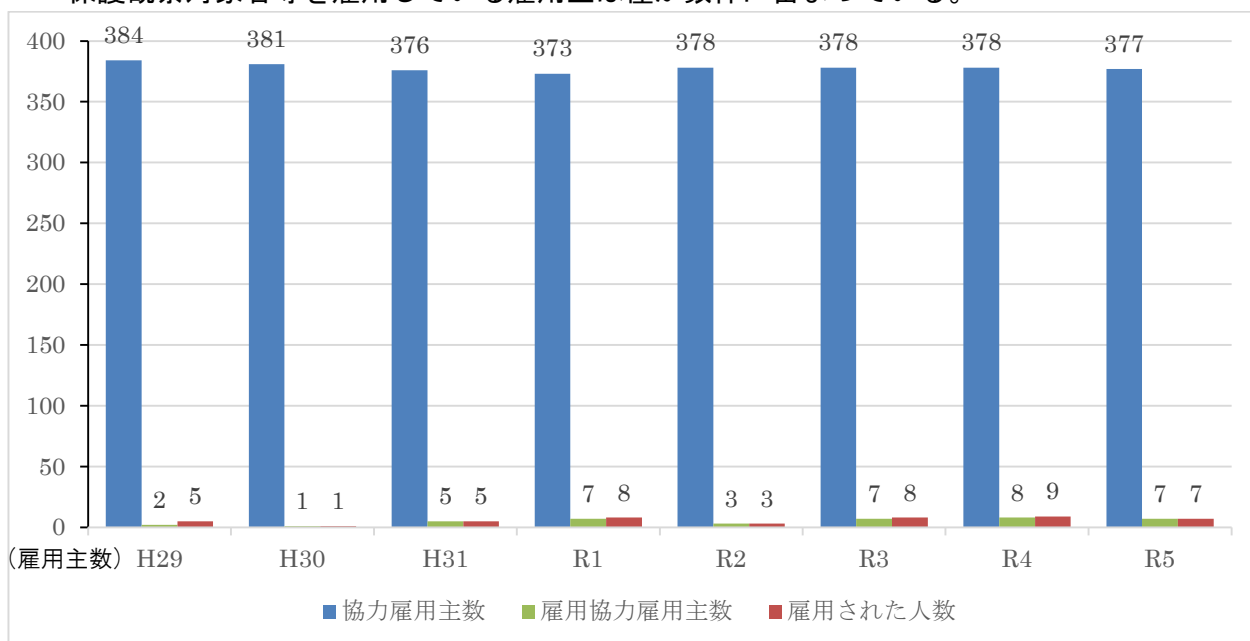
資料：法務省大臣官房秘書課提供

注 ①保護観察終了人員には、保護観察処分少年及び少年院仮退院者、職業不詳の者は含まれない。

②無職である者とは、保護観察終了人員のうち保護観察終了時に無職である者をいう。

(2) 協力雇用主の登録等状況

県内において協力雇用主に登録している雇用主数は横ばいとなっている。また、実際に保護観察対象者等を雇用している雇用主は僅か数件に留まっている。



資料：法務省大臣官房秘書課提供

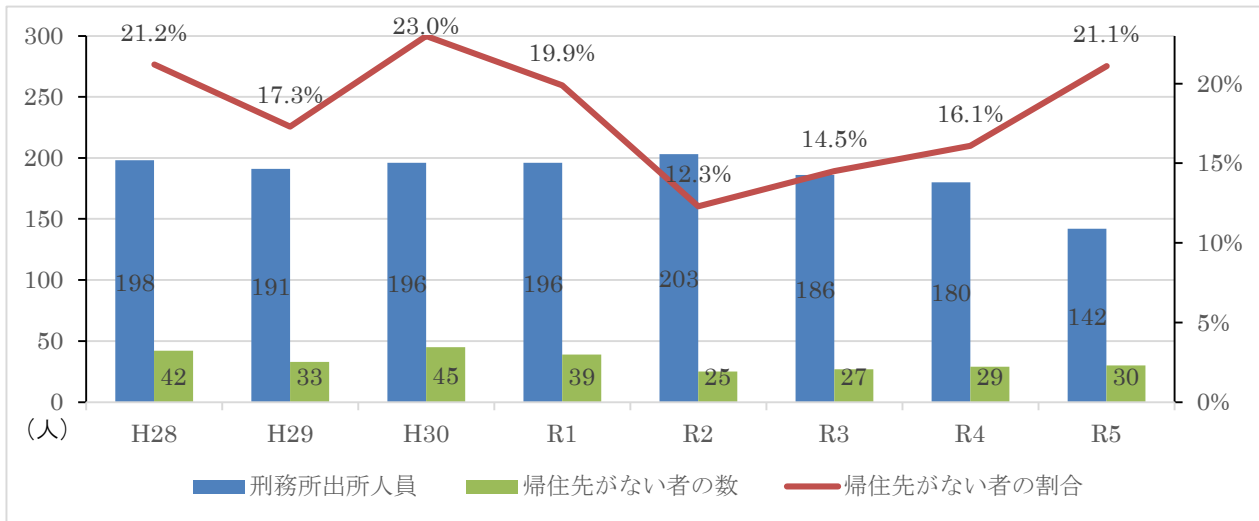
注 ①各年 10 月 1 日時点の状況に基づく。

②雇用協力雇用主数とは、協力雇用主数のうち実際に雇用している協力雇用主数をいう。

③雇用された人数とは、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数をいう。

(3) 帰住先のない者

刑務所出所人員が減少傾向にあり、帰住先がない者の割合はここ数年増加している。



資料：法務省大臣官房秘書課提供

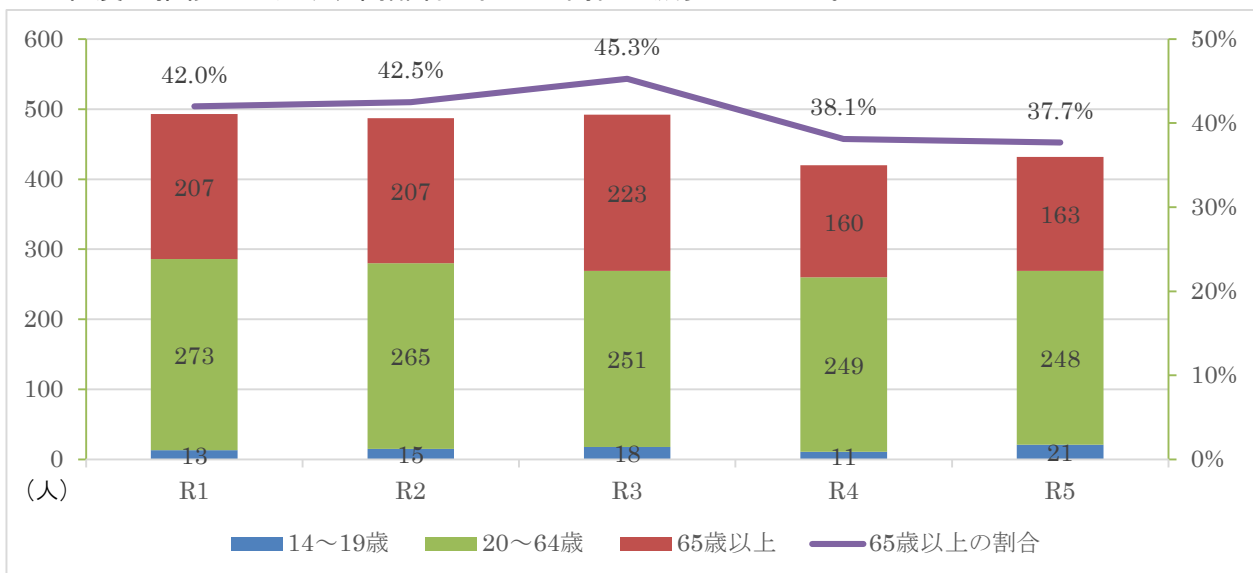
注 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む予定上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

3 保健医療・福祉サービスを必要とする者の状況

(1) 福祉的サービス

- ・ 刑法犯検挙人員のうち再犯者の年齢構成（少年の再犯者数も含む）

本県においては、刑法犯検挙人員のうち再犯者に占める高齢者数はここ2年は160人程度で推移しており、高齢者の占める割合は減少している。



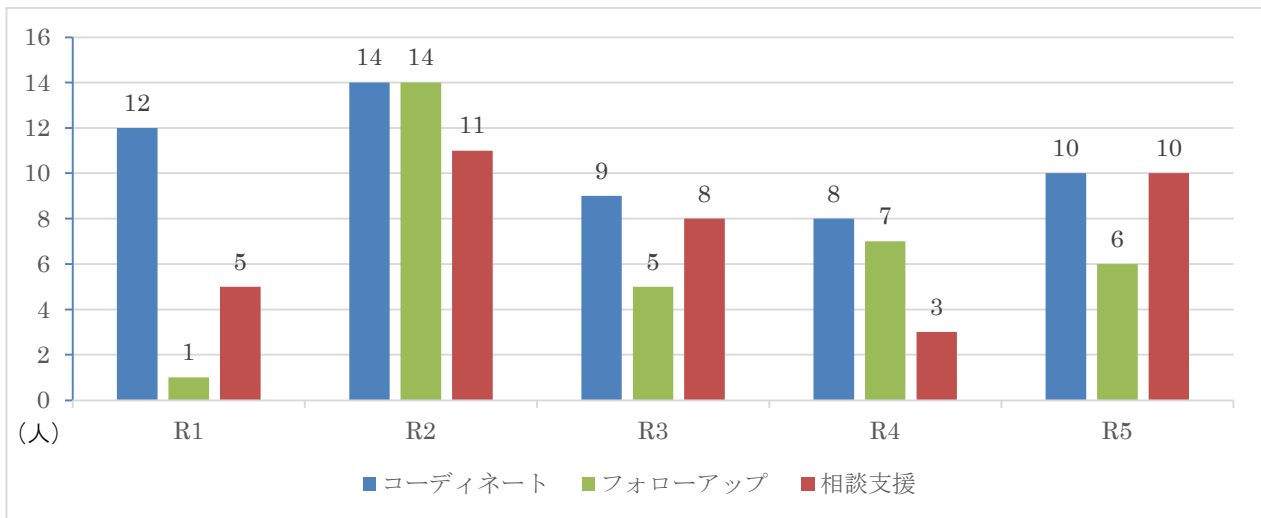
資料：県警察本部刑事部刑事企画課調べ

注 ①年齢は犯行時の年齢である。

②再犯者とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

・ 地域生活定着支援センターの支援人数

地域生活定着支援センターの行う帰住地や福祉サービスの調整支援を受けた犯罪をした者等は概ね横ばいで推移している。



資料：地域・家庭福祉課調べ

注 ①コーディネートは、矯正施設退所予定者の帰住地調整支援の件数。

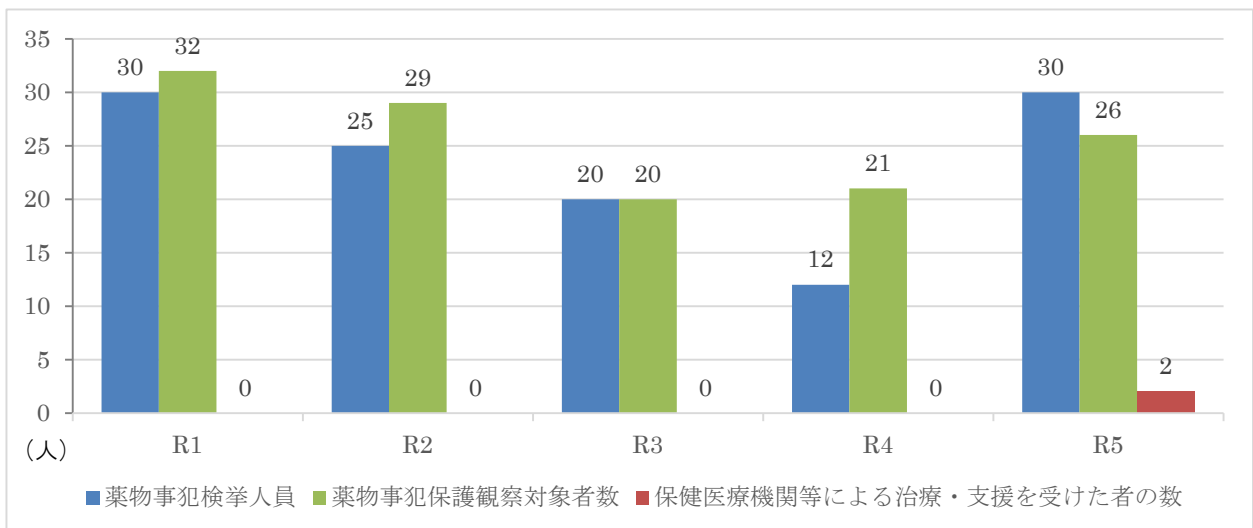
②フォローアップは、矯正施設退所予定者の施設等への定着支援の件数。

③相談支援は、矯正施設退所者等への福祉サービス等に関する相談支援件数。

④①～③の数字は、支援の開始件数。

(2) 薬物事犯者の状況

令和5年度において薬物事犯による検挙人員は増加しているほか、薬物事犯により保護観察に付された者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者は2人である。



資料：法務省大臣官房秘書課提供及び県警察本部刑事企画課調べ

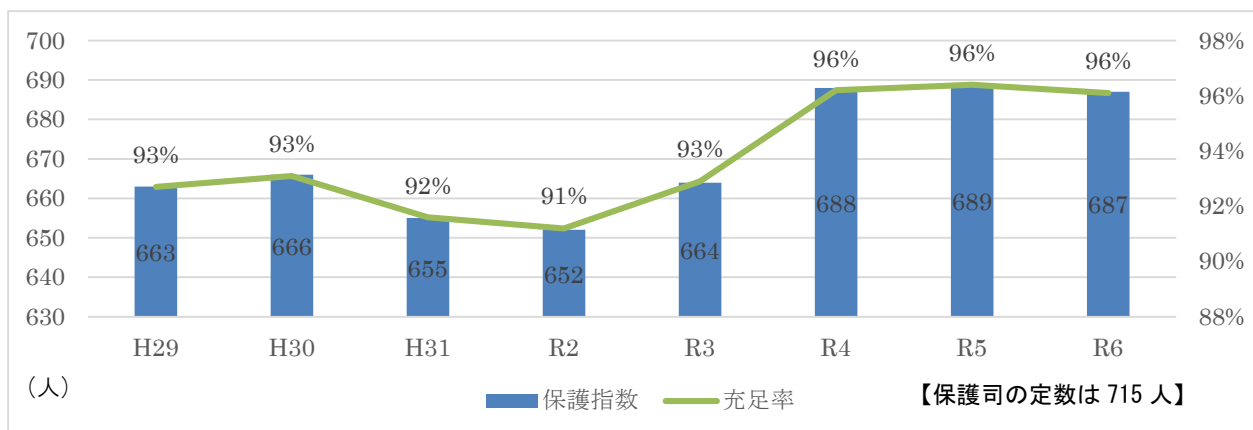
注 ①薬物事犯者とは、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反した者のことをいう。

②令和5年度については、「薬物事犯保護観察対象者数」に罪名が「大麻取締法違反」の者を含

③検挙人数は年、保護観察対象者数及び保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数は年度。

4 民間ボランティア等の状況

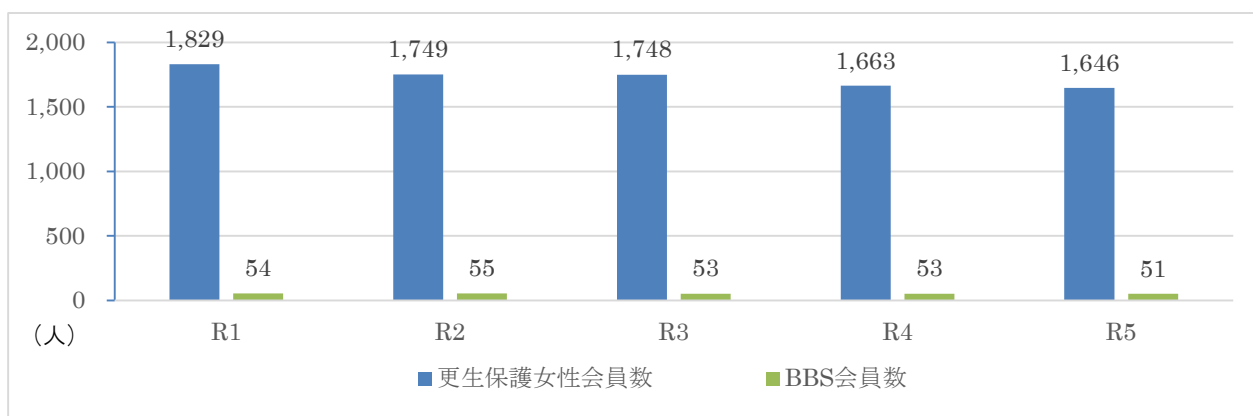
(1) 保護司



資料：法務省大臣官房秘書課提供

注 各年1月1日時点の委嘱人数に基づく。

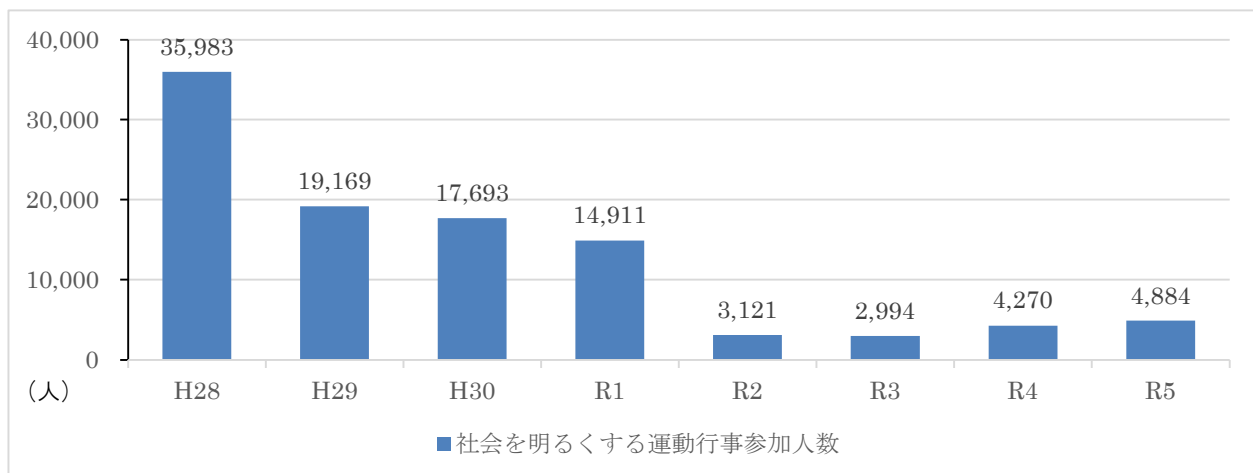
(2) 更生保護女性会員及びBBS会員



資料：秋田保護観察所提供

注 更生保護女性会員各年4月1日時点、BBS会員は各年1月1日現在（R1は4月1日現在）の人数に基づく。

(3) 社会を明るくする運動参加人数



資料：法務省大臣官房秘書課提供

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

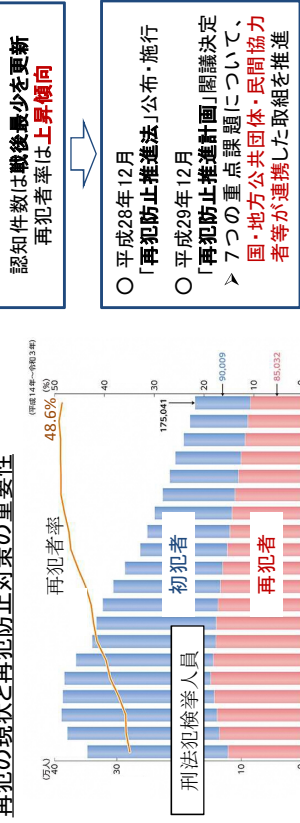
第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

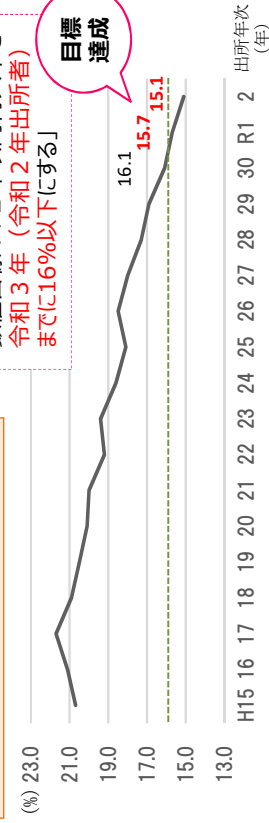
再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在中所の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始 (R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施 (H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援 (402団体で策定済み (R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保
 - 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた**刑務作業**の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- (2) 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた**処遇**（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための**体制整備**
 - 地域社会における定住先の確保に向けた**居住支援法人**との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な**人口支援の実施**
- (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の**民間団体との連携強化**
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導における**ICTの活用**の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、**特定少年**に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な**保護司制度**の確立とその他のための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の**民間協力者**（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び**一層の連携**
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の**役割の明確化**
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における**地域援助の推進**、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による**刑執行終了者等に対する援助の充実**、更生保護施設による**訪問支援事業の拡充**

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検挙中の再犯者数及び再犯率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入率
- ④ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率

令和6年度秋田県再犯防止推進協議会委員名簿

氏 名	所属及び役職
伊藤 妙子	秋田県更生保護女性連盟
伊藤 萬治郎	特定非営利活動法人秋田県就労支援事業者機構会長
金山 智紀	秋田県保護司会連合会常務理事
北島 正人	秋田大学大学院教育学研究科教授
栗山 哲也	秋田地方検察庁統括捜査官
佐藤 学	秋田労働局職業安定部職業対策課長
鈴木 寿	更生保護法人秋田至仁会理事長
須田 広悦	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会常務理事
富樫 伸介	秋田保護観察所企画調整課長
豊澤 公栄	秋田県地域生活定着支援センター長
平川 奈々	秋田少年鑑別所統括専門官
藤田 尚	秋田刑務所首席矯正処遇官
藤原 美佐子	弁護士

(五十音順、敬称略)

●用語・法務関係機関説明

本文中の用語や関係機関等の説明をします。なお、記載の内容は、令和6年12月1日現在のものです。

あ

○あきた就職活動支援センター

就職活動に役立つ各種セミナーの開催、専門のコンサルタントとの職業相談をとおし、就職に関する様々な悩みや疑問を解決するお手伝いをしている。厚生労働省及び県からの委託を受け、（公財）秋田県ふるさと定住機構が運営。

い

○入口支援（⇔出口支援）

刑事司法手続の入口（被疑者・被告人の段階）において、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しする等の社会復帰支援を行う取組。

え

○NPO法人

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的とする法人。

か

○仮釈放

懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするもの。

き

○起訴猶予（≠執行猶予）

不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追（検察官が公訴を提起）しないもの。

○居住支援協議会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法第51条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。

○教誨師

矯正施設に収容されている者の宗教上の希望に応じ、所属する宗教宗派の教義に基づいた宗教教誨活動をボランティアとして行う民間の宗教家。

○矯正管区

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省矯正局の地方支分部局のこと。東北地方には、宮城県に設置されている。

○矯正施設

法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所を総称するもの。県内には、秋田刑務所及び秋田少年鑑別所がある。

○矯正就労支援情報センター（コレワーク）

刑務所出所者等の雇用を検討する企業の相談窓口。受刑者・少年院在院者の帰住予定地や取得資格などの情報を一括管理し、企業のニーズに適合する者を収容する施設について情報提供や公共職業安定所等と連携し、採用までの援助を行う法務省の機関。

○協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支える民間の事業主。

け

○刑事司法手続

犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続。

○刑法犯

刑法及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等）に規定される犯罪。

○刑務所

主として受刑者を収容し刑の執行を通じて、改善更生や円滑な社会復帰に向けた様々な処遇を行う施設。

○刑務所出所者等就労支援事業

矯正施設、保護観察所及び公共職業安定所が連携して、担当者制による職業相談・職業紹介等を行う事業。

○刑務所出所者等就労奨励金

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して奨励金を支払う国の制度。

こ

○公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

暴力団による不当な行為を防止し、被害の救済を図るため、暴力団排除活動と暴力追放相談及び被害者の救済等を重点とした活動に取り組む組織。

○公益社団法人青少年育成秋田県民会議

県内全域に青少年育成県民運動の浸透を図るため、各市町村に設置されている青少年育成市町村民会議を中心に、青少年育成関係機関・団体と連携し、活動の拡大と事業に充実に取り組む組織。

○更生緊急保護

刑事上の手続きにより、身体の拘束を解かれた者（満期釈放者、起訴猶予者等）が、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関などの保護が受けられない場合に、保護観察所長が緊急的に実施する金品の給貸与や宿泊場所の供与、就労支援や生活指導等の措置。

○更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

○更生保護委員会

保護観察所の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省保護局の地方支分部局。東北では、東北地方更生保護委員会がある。

○更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施している。県内には12箇所ある。

○更生保護施設

仮釈放などにより保護観察となった人や満期釈放、刑の執行猶予、起訴猶予などにより刑事施設から釈放された人や、少年院から出院することとなった人が、住居がない、頼れる人がいない等の理由で直ちに自立することが難しい場合に、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を行いその更生を支援する施設。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置している。県内には更生保護法人秋田至仁会の運営する施設がある。

○更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。県内では24地区ある。

○更生保護法人

更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間の団体のこと。更生保護法人は、更生保護施設を置いて、被保護者に対する宿泊場所の提供、帰住の斡旋、金品の給貸与、生活の相談等を行ったり、罪を犯した者の更生を助けることを目的とする事業に対する助成や連絡調整を行ったり、これらの事業の啓発等を行っている。県内では秋田至仁会、県更生保護援護協会がある。

○更生保護に関する地域援助

保護観察所が実施している、地域住民や関係機関・団体からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用する支援。令和5年12月に施行された改正更生保護法により法定化された。

○子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的として法律。

し

○自助グループ

ある問題を持つ者同士が励ましあいながら、様々な形で克服していくための集団。

○自立準備ホーム

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置するもの。県内では12施設が登録されている。

○執行猶予（≠起訴猶予）

判決で刑を言い渡すにあたり、犯人の犯情等を考慮して、刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に刑事事件を起こさず経過したときは刑の言い渡しの効力を消滅させる制度。

○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。1年を通じての活動であるが、特に7月を強調月間としている。

○社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者。

○就労支援事業者機構

協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人等の就労支援を通じ、円滑な社会復帰と安全な地域社会を実現することを目的として活動する団体。県内には県就労支援事業者機構がある。

○住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、保護観察対象者等、住宅の確保に特に配慮を必要とする人。

○受刑者等専用求人

矯正施設に収容されている受刑者や少年院在院者などを対象にした一般には非公開の求人。

○少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された者及び少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受けることとされた者を収容し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。

○少年鑑別所

(1) 家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2) 観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、(3) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。(3)の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。秋田県には「秋田少年鑑別所（秋田県法務省少年支援センター）」が設置されている。

○障害者就業・生活支援センター

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されている。

す

○スクリーニング検査

無症状の者を対象に、疾患の疑いのある者を発見することを目的に行う検査。

○スクールカウンセラー

臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う。

○スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者。

せ

○生活環境の調整

刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。

○生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

○前科・前歴

一般的に、「前科」は有罪判決により刑が言い渡された事実、「前歴」は警察や検察などの捜査機関により被疑者として捜査の対象となった事実。

○セーフティネット住宅（住宅セーフティネット制度）

住宅確保要配慮者に対する支援制度である住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まないものとして登録した住宅。

た

○大学生少年サポーター

非行や犯罪に巻き込まれ、その立ち直りに困難を抱える少年に対し、少年と年齢に近い大学生が、少年の目線に立った学習支援活動、スポーツ等の体験活動及び社会参加活動等の支援を実施することにより、少年の立ち直りや非行の防止を図ることを目的とするもの

ち

○地域援助

少年鑑別所が法に基づき行う地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務。

○地域生活定着支援センター

各都道府県に配置され、福祉による支援が必要な刑務所出所者等について矯正施設・保護観察所等と連携して福祉サービスに関する調整を行っている。また、公判段階で福祉的支援の必要性が認められた者について、保護観察所・検察庁と連携して入口支援を行っている。県内では県からの委託を受けた社会福祉法人晃和会が運営。

○地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。

○地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている15～49歳までの皆さまを対象に、就労に向けた支援を行う機関。厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがある民間団体などが運営しており、全国の方が利用しやすい「身近に相談できる機関」として、全ての都道府県に設置している。県内では秋田市と横手市にある。

○地方検察庁

法務省に置かれる特別の機関であり、検察官の行う事務を統括するところ。

て

○出口支援（⇔ 入口支援）

刑務所や少年院といった矯正施設を出所・出院する者に対する社会復帰支援。

と

○篤志面接委員

刑務所や少年院に収容されている者等に対して、面接や指導、教育を行い、その改善更生と社会復帰を手助けする民間ボランティア。

○特別調整

矯正施設及び保護観察所において、高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするため、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整を行うもの。

に

○認知行動療法

何か困ったことにぶつかったときに、本来持っていた心の力を取り戻し、さらに強くすることで困難を乗り越えていけるような心の力を育てる方法。

ば

○罰金・科料

一万円以上（罰金）又は千円以上一万円未満（科料）の納付を科される刑罰。「科料」は行政罰の「過料」と異なる。

ひ

○被疑者・被告人

被疑者は、警察や検察などの捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっているが、まだ起訴されていない者。被告人は、捜査機関によって犯罪の疑いをかけられ、検察官から起訴された者。

○非行のある少年

犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。）、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。）の総称。

○BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体。少年矯正施設内での行事や教育活動に協力している団体もある。

ほ

○法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体等と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動を行う際の名称をいう。

○保護観察

罪を犯した人又は非行のある少年が、実社会でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもの。保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者が対象となる。

○保護観察所

各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、（１）保護観察、（２）生活環境の調整、（３）更生緊急保護、（４）恩赦の上申、（５）犯罪予防活動、（６）地域援助などの事務を行っている。また、医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の、（１）生活環境の調査、（２）生活環境の調整、（３）精神保健観察などの事務も行っている。

○保護司（会）

矯正施設から出所・出院した者も含め、犯罪をした人又は非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

ま

○満期釈放

刑期を満了して釈放されること。

や

○薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン

薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援に関し、関係機関及び民間支援団体が、相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能又は役割に応じた支援を効果的に実施することができるよう、関係機関が共有すべき基本的な事項を定めるもの。

○薬物事犯者

麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反した者のこと。

り

○りすたぽ

保護観察所が設置している犯罪・非行に地域相談窓口のこと。

○療育手帳

知的障害があると判定された方に交付される手帳。